

学生相談におけるカウンセラーの警告義務に 対する学生の意識調査

——6つの事例課題に対して——

益田 良子
宮崎 圭子

- 〈目 次〉 I はじめに
II カウンセラーと職務上の倫理的義務
III 倫理的義務についての先行研究
IV 本研究の目的
V 方 法
VI 結 果
VII 考察と今後の課題

I はじめに

今日、日本における高等教育機関では、学生サービス（厚生補導）の一環として学生相談機関が広く開設されており、その開設率は大学では53%，短大29%，高等専門学校73%，全体で42%にのぼっている。学生相談機関における1週間当たりの開設日の平均は、大学では4.0日、短期大学3.2日、高等専門学校1.8日であり、日々、訪れる学生の相談をカウンセラーが行っている（日本学生相談学会特別委員会、1988）。これらの学生相談機関は、大学によって学生相談室、保健管理センター、カウンセリング・ルーム等の名称で呼ばれている。

現在のところ、そこで働くカウンセラーは、相談員、カウンセラー、臨床心理士等、多様な名称で呼ばれ、勤務形態も一律ではなく、専任あるいは兼任であり、職務上の身分も教員あるいは事務系職員である等、統一されていない部分も多い。しかし、いずれにしろ、「学生の修学進路問題や心理問題など学生生活上の相談に応じること」（日本学生相談学会特別委員会、1988）を業務としており、学生の抱える種々の問題について相談にのり、適切なアドバイスを行い、ときには心理的治療を行っている。

学生相談機関のカウンセラーの具体的な業務としては、来談する学生との「個人面接・相談」、「医療機関への紹介」、「教職員へのコンサルテーション」、「家族面談」、「個人面談での心理検査」等を中心とする実際的な活動があげられる（大貫他、1996）。さらに、グループによる合宿集団行事（エンカウンター・グループ等）や談話室（オープン・ルーム、コミュニケーション・スペース等）の運営、とくに最近では、電話・電子メールによる相談を含むこともある。

なお、学生相談機関を利用する学生の相談内容は、(1)人間関係：友人、恋人、家庭、クラブ活動、サークル等での問題、悩み、(2)学生生活：単位の取得方法、履修の仕方、成績、ゼミ、専攻、就職、進路、バイト等、(3)自己に関するここと：大学生活の目標がつかめない、適性を知りたい、自己変容、自

己実現について、他人との差違、(4)心身の健康：不眠、過度の緊張感、集中力の低下、ストレス、食欲不振、孤独感、情緒不安定、神経症的傾向等多岐にわたる。

II カウンセラーと職務上の倫理的義務

学生相談機関のカウンセラーは、前述のような職務を果たすために、専門家として心理学や精神医学についての知識や実践的な力量を涵養することが要求されることは言うまでもない。また、カウンセラーは、単なる勉学上の問題だけではなく、来談してきた学生の心身の問題に深く関わり、ときには、個人のプライバシーに立ち入らざるを得ないので、専門職としての倫理的義務が要求されることも多い。この点では、医療従事者に準じた存在として位置づけることができるだろう。

医療従事者については、すでに、古くは紀元前約400年に古代ギリシアで記された“ヒポクラテスの誓い”に、今日重要だと見なされている倫理綱領のほとんどすべてが収められているという (Sabourin, 1999)。

この“誓い”の中で述べられていることを簡単に列挙してみると以下の通りである。

- (1) 患者に害を与える利益をもたらすこと。
- (2) 自分の能力以上の行為を行わないこと。
- (3) 患者の秘密を尊重すること。
- (4) 患者と性的関係をもたないこと。

この“ヒポクラテスの誓い”的なかで、カウンセラーにとって最も関係が深いと考えられる(3)の守秘義務について、さらに詳細に見ると以下のような一節がある。

『治療経過の中であれ、治療外であれ、人々の生活に関して、いかなる理由からでも口外してはならないことを見たり聞いたりした場合、それについては沈黙を守る。このようなことは厳に秘密にしておかねばならないと確信

するからである.』——「ヒポクラテスの誓い」より——（村本, 1998）

大学の相談機関業務に従事するカウンセラーにとっては、来談する学生のプライバシーを守ることは自明のことであり、日々そのことを念頭に置いて相談業務を実践している。

この場合の守秘義務（confidentiality）とは、*confide*（信頼する）の名詞形*confidence*（信頼、信頼のもとにうち明けられたこと）に由来し、「きっと秘密を守ってもらえるであろうという信頼のもとに情報が他者にうち明けられるというあり方を指している」（村本, 1998）。

しかし、他方、カウンセラーは、*confidentiality*と真っ向から対立するような「臨床実践での守秘の限界に関わるいくつかの複雑な状況」に直面することが少なくない（村本, 1998）。すなわち、クライエント（カウンセリングを受けに来た来談者あるいは患者）の人権を守ることを優先して、秘密を守るか、その患者が他者に被害を及ぼすことを未然に防ぐため、情報を開示したり、警告を発する必要があるか等、倫理上の葛藤が必然的に生じる。

このような倫理上の葛藤が生じた典型例として、アメリカにおけるタラソフ（Tarasoff）判決が有名である。この判例は、カルフォルニア大学バークレー校の学生タニア・タラソフ（Tanya Tarasoff）が交際相手の大学院生に殺害された事件についてのものである。カウンセラーが、他者に危害を加える可能性のある危険な患者について警告を発する義務と、犠牲になる可能性のある者を保護する義務を怠ったとして、殺された女性の両親が大学と大学付属の精神診療所（mental-health clinic）のスタッフを訴えた。これに対して、カリフォルニア州最高裁は両親の訴えを認めた。

この判例は、クライエントに他害の恐れがあることを心理治療の専門家が察知したならば、犠牲になる可能性のある人物を保護するための「適切なケア」（reasonable care）を行う義務があるという倫理的義務の基準となった。この判断が1976年に出されてから、いくつかの州の裁判所が類似した判決を行っている（Wrightsman, L. S. et al., 1998）。

心理学研究が盛んになるにしたがい、アメリカ心理学会（1992）では、心

理治療や心理学的実験を行う心理学者一般に対して、「倫理綱領」(Code of Ethical Principles of Psychologist) を定めた。さらに、タラソフ事件をはじめ、法廷で専門職としての「警告と保護の義務」の遂行について争われるようになった結果、犯罪心理学者に対して一連の指針を出している (Wrightsman, L. S. et al., 1998)。

日本では、日本臨床心理士資格認定協会で「臨床心理士倫理綱領」(1990), 日本心理臨床学会で「倫理基準」, 日本学生相談学会(2000)で「倫理規程」をそれぞれ定めており、そこには、カウンセラーや心理治療家の守秘義務 (confidentiality) が明記されている。

III 倫理的義務についての先行研究

ところで、世界各国の現場で働くカウンセラーは専門家としてどのような倫理観をもって職務を果たしているのであろうか。これについて Leach & Harbin (1997) は、興味深い報告をしている。彼らは、アメリカ心理学会の倫理綱領における個々の綱領や基準が他国の倫理規定の中にどれだけ認められるかを調査分析した (分析対象24ヶ国: ドイツ, 英国, フランス, 中国, チリ等)。その結果、普遍的に重要な倫理とされたもの (共有率75%以上のもの) は、わずか10個であったにもかかわらず、その中で、抜きん出て共有率の高かったものは、秘密保持原則 (95%) と情報公開 (100%) であった (表1)。このことは、守秘義務と情報開示という相反する価値観が、国を問わず、カウンセラーにとっては、普遍的なものであることを示している。

日本では、日本心理臨床学会倫理委員会が1995年に「倫理問題に関する基礎調査」を行った。この調査は、倫理問題（直接体験・伝聞したもの）やその事例、未然に防ぐ努力・工夫等を自由に記述してもらう形式で行われた。心理臨床学会名簿から無作為に抽出された500名の学会員に郵送法で回答を求めた (回収数; 85名, 回収率17%)。その中に、「知見の公開に関わるもの」という問題領域についての調査項目がある。

表1 アメリカ合衆国カウンセラー倫理基準とその他の国との一致の程度

共有率 (%)	倫理基準で求められるカウンセラーの行為
100	Disclosures
95	Maintaining Confidentiality
89	Boundaries of Competence
84	Delegation to and Supervision of Subordinates
84	Avoiding Harm
84	Informed Consent to Research
79	Exploitative Relationships
79	Avoidance of False or Deceptive Statements
79	Informed Consent to Therapy
79	Fees and Financial Arrangements
79	Principle D: Respect for People's Rights & Dignity
74	Use of Confidential Information for Didactic or Other Purposes
74	Explaining Assessment Results

“Percent of Nations Including Each US Standard in T Codes”, Leach & Harbin, 1997による。

この調査で、回答者から「知見の公開に関わるもの」としてあげられたことには、「知り得た秘密の保持」、「クライエントやその関係者の『知る権利』に関わるもの」、「出版・報道など、知見の発表・公表のあり方に関わるもの」、「査定用具や結果、面接記録の保存・管理に関わるもの」等であった。

前述のように、この調査は、「問題」となった事例について調査を行うという趣旨であったため、「守秘義務の怠慢・不実行」の文脈で回答された。「問題」となった過去の事例としては、(1)セラピスト側からの自発的事例発表に関わる問題（書物・TVなどで事例を紹介して問題になった例）、(2)クライエントと個人的な関係にある人からの情報提供の依頼・強要、(3)同一治療チーム内での秘密漏洩の問題（医師・看護婦から検査結果や面接記録がクライエント・患者に漏れる、事業報告書に相談事例を記載せねばならない等）、(4)査定・面接の記録の取り扱いの不備による秘密漏洩の問題（勝手に持ちだされる所に保管、記録を放置・紛失する、記録をFaxで送る等）があげられていた。

日本においては、公務員の場合、「守秘義務の怠慢・不実行」が職務上大きな問題となることは周知のことである。国家公務員や地方公務員は「公務員は職務上知り得た秘密をもらしてはならない」（国家公務員法第100条、地方

公務員法第34条)と守秘義務が明記されている。また、公務員であるかないかを問わず「医師、薬剤師、医薬品販売者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又これらの職にあった者」(刑法第134条1項),あるいは、「宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者」(刑法第134条2項)が「正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことによって知り得た人の秘密を漏らしたとき」罰せられることが定められている。

ところで、本稿で話題にしているカウンセラーは、秘密保護に関してどのような法的な義務を負っているのであろうか。現行の刑法の条文には、前述のように秘密を守るべき職種が具体的に述べられているが、その中にはカウンセラー、あるいは心理治療者という記述は含まれていない。したがって、カウンセラーが公務員でなければ、秘密を漏洩しても刑法に基づき罰せられることはないのであろうか。これについて田中(1997)は、法規や学説、判例を踏まえて研究・考察した結果、この刑法の規定がカウンセラーや心理治療者に適応されることはずない、という結論を出している。

ただし、田中(1997)は、カウンセラーが秘密を漏らすことによって法的責任を問われる例として以下の場合をあげている。(1)公務員である場合、(2)精神病院の職員である場合、(3)児童相談所の心理判定・相談等に従事する場合である。

(1)については、前述の通りであるが、(2)については、精神保健及び精神障害者福祉法に、「精神病院の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者が職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたとき……」(第53条1, 2項)とあることによる。

この法律では、その対象に精神病院に所属する職員として、カウンセラーも当然、職員として含まれるわけで、正当な理由なく秘密を漏らした場合、刑事责任を問われる場合がある。(3)については児童福祉法第61条にその罰則が明記されている。

専門職としてのカウンセラーが法的に認知されていない現在では、たとえ、カウンセラーが職務上知り得た秘密を漏らしても、上述の(1)から(3)に該当しな

いかぎり、刑事責任を問われることはない。しかし、今後、カウンセラーが専門的な国家資格として認定された場合は、刑事責任が問われることは必定であり、現在でも、民事責任を問われることは十分に考えられる、と田中（1997）は警告している。

ところで、前述の日本心理臨床学会倫理委員会（1999）の調査では、「守秘義務」に関して「問題」になった事例があげられていたが、アメリカの「タラソフ事件」のように、「警告と保護の義務」を果たさなかつたために「問題」となった例は報告されていないし、調査項目自体にこの問題を意識した質問が含まれていない。これは、日本では、心理治療やカウンセリングが専門職として認められ、その援助が活用された歴史が浅く、援助側・被援助側の職務上の「倫理的義務」に対する意識が明白ではないことによるのかかもしれない。

金沢ら（1996）は、大学等の相談機関関係者がその業務に関して何を「倫理的」「非倫理的」と考えているか、日本学生相談学会会員200名に対して、倫理意識と実際の行動についての調査を郵送法によって行った。この調査で「疑いなく非倫理的」と回答された項目には、「多重関係」、「専門能力の限界」、「薬の服用」、「守秘義務」に関することがらが多かったことを報告している。この結果は、アメリカでの調査（Sherry et. al., 1991）と一致していたと金沢らは述べている。他方、アメリカでの調査では、クライエントの民族的背景や自殺についてのことがらが、「疑いなく非倫理的」であることがらとしてあげられていたが、日本では見られなかったとのことであった。（金沢、1996）

これに対して、「疑いなく倫理的」と回答した項目数とその内容を日米の調査について比較してみると興味深いことに気付く。アメリカのSherryら（1991）の調査では、「疑いなく倫理的」と回答した項目は、「治療の限界」、「秘密保持」、「能力の範囲」、「警告義務」（下線は筆者）、「クライエントの権利」、「リファーの際の倫理的責任」等、14項目にも及んでいた。他方、日本で「疑いなく倫理的」と回答された項目は、「録音・録画する前に、クライエントに書面で同意を得る」、「ケースの発表の際に、クライエントから文

書で許可を得る」のわずか2項目のみであった。

これについて、金沢ら（1996）は、日本では、回答者（日本学生相談学会員）の間に、まだ、普遍的行為と呼ぶことのできるものではなく、カウンセリングに関連する行為についてのコンセンサスが見られておらず、個人の倫理感に判断が委ねられており、職業集団としての倫理が確立されていないためではないか、と考察している。

確かに、現在のところ、日本では、カウンセリングに関しては、アメリカのように裁判にまで至った例はない。しかし、いずれは、アメリカ等と同様、守秘義務だけでなく、専門家としてのカウンセラーの「警告と保護の義務」が「問題」になる日が訪れるであろう。

日本のカウンセラーも、自傷・他害の可能性のある来談者に遭遇していることは、経験的に考えて十分にあり得ることである。そのような具体的な状況で、情報開示が必要になった場合、カウンセラーはどのような基準で判断し、対処しているのであろうか。この点について明らかにするために、宮崎と松原（2000）は、日本の各大学学生相談室に勤務するカウンセラーを対象（有効回答者数：50人）に以下の2つの質問について回答を求めた。

【質問1】

学生相談室カウンセラーが、過去に相談学生の情報を開示したことがあるか。また、開示したことがあるとしたら、どのような理由で、どのセクションに、開示したのか。また、開示したことでの何らかの不都合や悪影響が生じたか。

【質問2】

学生相談室に、将来、他者に危害を加える恐れのある学生が来室した場合、相談室以外のセクションにその学生の情報を開示するか。また、開示するとしたら、どのような理由で、どのセクションに開示するか、学生の了解を得るか。

【質問1についての回答】

回答者50人のうち30人（60.0%）が過去に開示した経験を持っていた。開

表2 カウンセラーの「情報開示」経験の有無

(調査人数50人)

過去に大学に開示した経験がある	人数	%
①はい	30	60.0
②いいえ	18	36.0
③回答拒否	1	2.0
④無記入	1	2.0
開示したケースの問題行動 (重複回答有り)		
①自殺問題	12	40.0
②他者への攻撃的行動	10	33.3
③精神障害	6	20.0
④セクシャルハラスメント	2	6.7
⑤その他	3	10.0

(注) 開示したケースの問題行動%は過去開示経験有り
30人に対する百分率である。宮崎・松原(2000)
による。

示した理由としては、「自殺問題（自殺念慮、自殺企図、自殺未遂等）」が12人（40.0%）、「他者への攻撃的行動」10人（33.3%）、「精神障害」6人（20.0%）が多かった。「セクシャルハラスメント」も2名いた（表2）。

なお、報告先としては、際だって学生部（長）が多かった（17人、56.7%）。開示したことによって、不都合（悪影響）があったと回答したのは、30人中4人（13.3%）であった。その悪影響の内容としては、以下の4点があげられていた。

- (1)カウンセラーに対する批判・脅し
- (2)カウンセラーに軽いPTSD（心的外傷後ストレス障害）が見られた
- (3)周囲の学生への影響と同僚教員の苦悩
- (4)大学関係者の一部に「このような学生まで面倒見なければならないのか」という意見があり、説得に苦慮した。

【質問2についての回答】

「他者危害の恐れのある学生が来室した場合、大学側にその学生の情報を開示するか」という質問に対して、46人（92.0%）のカウンセラーが開示を

表3 他者危害のある学生についての「情報開示」

対応制度・開示経験		人数	%
精神科医の対応制度有り		29	58.0
過去に情報開示経験有り		30	60.0
大学側に開示する	①はい (条件付き)	46 (26)	92.0 (52.0)
	②いいえ	2	4.0
	③無記入	2	4.0
	計	50	100.0

宮崎・松原（2000）による。

肯定している（表3）。

ただし、「条件付き、はい（ex. 守秘義務の重要性を理解してもらってから、ケースバイケース等）」という回答が26名（52.0%）からあったことは、この問題に対する回答の困難さを物語っていると言えよう。

なお、開示理由としては、「学生（来室学生、他学生を含む）の生命・人権の保護」（30人、60.0%）、「大学学生相談室の責任上」（21人、42.0%）が多かった。報告先については、先にあげた「過去開示について」と同様、ここでも「学生部（長）」（27人、54.0%）が最も多かった（表4）。

このように過去に相談内容について開示した経験があると回答したカウンセラーが50人中30人（60.0%）であったことから、学生相談室において、相談内容の「開示」は、現実には行われており、極めてまれなことではないと言える。

上述のように、他者危害のある学生が来室した場合、開示するかという質問に、46人（92.0%）のカウンセラーが開示を肯定しているが、「条件付き肯定」が26人（52.0%）いたことを併せて考えると、開示は非常に慎重を期さなければならないものの、開示やむなしの状況も十分あり得るとして、相談室における守秘義務（confidentiality）の限界をも心しているカウンセラーの姿が浮かび上がった。全般的に、「専門家の守秘義務は、クライエントが仕事をしてゆく上で不可欠であると同時に、決して絶対的なものではないのである」とする村本（1998）と一致する。

表4 大学側に「情報開示」を行う理由・報告先・要望および学生からの了解

(調査人数50人) 重複回答あり		
A. 開示理由	人数	%
①学生の生命・人権の保護	30	60.0
②大学学生相談室の責任上	21	42.0
③事態の解決が早い	4	8.0
B. 報告先		
①学部(長)	27	54.0
②大学学生相談室責任者	10	20.0
③学長	8	16.0
④指導教官・担任	6	12.0
⑤精神科医	2	4.0
⑥事務局長	1	2.0
⑦その他	10	20.0
C. カウンセラーが望む大学側の対応		
①学内の諸機関との連携 (相談室、校医、教官、学生部等)	25	50.0
②学生の生命・人権の確保	14	28.0
③学外の諸機関との連携 (警察、保護者、病院等)	9	18.0
④その他	5	10.0
D. 学生の了解		
①する	5	10.0
②しない	3	6.0
③ケースバイケース	14	28.0
④報告(事前・事後)	10	20.0
⑤その他	9	18.0

宮崎・松原(2000)による。

先の金沢ら(1996)の研究では、日本における学生相談カウンセラーの多くは、職業倫理の判断に関して、倫理綱領や倫理原則などに基づいて倫理的判断を行う段階ではなく、事実を常識的な観点から直感的に判断する直感レベルの倫理判断の段階である、と報告している。一方では、「秘密保持」においては、Sherryら(1991)の調査結果と比べて、アメリカより日本の方が厳格な判断を示している、とも述べている。

しかし、宮崎・松原(2000)の実態調査では、回答したカウンセラーの

92.0%が他者危害の可能性があるクライエントについての情報を開示した経験があると答えていていることから考えると、日本のカウンセラーが「秘密保持」に厳格な判断を行っているとは断定しがたい。金沢ら（1996）の調査では、「倫理的」・「非倫理的」という抽象的な用語によって回答を求めたため、現実場面を想定したときに予測される行動（本音）とは乖離した理論上の基準（建前）に基づく判断が反映されたことによるのではないだろうか。

確かに、日本では、学生相談機関に属するカウンセラーの身分や職責も多様であり、判断や行為が必ずしも統一されていない。職業上の「倫理」という概念自体が明確に規定されていないのが現状（金沢ら、1996）である。また、心理治療に従事するあらゆる専門家を納得させ得るガイドラインは今のところ存在しない（村本、1998）ことも事実である。

このような状況で、学生相談機関のカウンセラーの倫理判断が個人的直感的レベルにとどまっており、しかも、日々の業務で、「守秘義務」と「警告と保護の義務」、あるいは、「秘密厳守」と「情報開示」というジレンマに直面することが多々あるとすれば、「単に哲学上の原理としてではなく、社会的文脈に即した実践的なレベル」（村本、1998）で判断できるような明解な基準を倫理綱領に示すことが望まれる。また、専門職としての倫理観と意識の形成と向上を可能にするように、職業集団としても組織的な努力を行う必要があるだろう。

この問題についてのコンセンサスを整える土壤が、たとえ、直感的・前意識的次元にしろ、実際に学生相談を行っているカウンセラーの間に、生成されつつあることは宮崎・松原（2000）の報告で述べた通りである。

IV 本研究の目的

ところで、カウンセリングという営みを考えてみると、どのような理論に基づいているにしろ、そこには、必ず、カウンセリングという援助を行う側としてのカウンセラーと援助を受ける側としてのクライエント（来談者）が

存在する。本稿では、これまで、おもにカウンセリングを行う側の倫理観や職務上の義務について考察をすすめてきたが、ここでカウンセリングという援助を受ける側の学生の視点から守秘義務と情報開示について考察してみたい。

近年、医療においてはインフォームド・コンセント (Informed Consent) の理念が普及しつつあり、その具体的行為としては、①患者の自己決定権、②知る権利の保証、③伝える義務の遂行等が考えられる（氏原・成田、1999）。また、医療における「臨床倫理」とは、広い意味で「患者の視点」を取り入れた上での医療を、供給する側の現場における意思決定の際の考え方、とみなされている（赤林・大井、1997）。

したがって、医療ではないにしろ、それに準じた臨床的性格をもち、心理的援助を目的とした学生相談という場でも、クライエントとなる側の視点（意識）が、現在どこにあるのかを把握することは、援助する側にとって必須事項となるだろう。将来、クライエントとなる可能性をもつ大学生たちがカウンセラーの「秘密保持」と「情報の開示」についてどのような意識をもっているのか、実態を把握する必要があるだろう。

そこで、本研究では、学生相談機関におけるサービスや支援の受け手となる大学生が、相談に応じるカウンセラーの具体的な状況での「守秘義務」と「警告義務（報告義務）」について、どのような判断を示すか、その意識を知ることを目的とし、以下のことがらについて調査を行った。

1. カウンセラーが来談者の個人情報を他者に開示することが問題となる6つの事例を呈示し、その状況下で、カウンセラーが個人情報を来談者以外の他者に報告することに賛成か否か、報告する適切な対象者等についての学生の意識を調査する。
2. カウンセラーの他者への情報開示と学生相談室を利用する意志の有無（抵抗感）との間に何らかの関係があるかどうかを検討する。

V 方法

1. 調査対象：学生相談室が開設されているC大学の男女学生（法学部、商学部）114名（平均年齢：20.06, SD : 1.23）に調査用紙を配布して回答することを求めた。なお回収された調査用紙のうち、年齢無記入のもの12名については除外し、102名の回答について分析を行った。

2. 調査期間：2000年1月

3. 調査方法：Jonsen *et al.* (1992) の “Clinical Ethics” に掲載されている事例を参考に6つの事例（下記参照）を想定し、これに対する質問紙を作成した。6つの事例で、カウンセラーがとった7～3個の対応を提示し、「賛成・反対・わからない」のいずれかを選択して回答することを求めた。

なお、6つの事例には異なった特性を設定した。各事例の特性は表5の通りである。すなわち、事例I・IIでは、危害可能性のある対象者が本人である。事例III・IV・VIでは、特定の他者である。事例Vが不特定の他者になる。危害対象者数では、事例I～IVは単数であり、事例V・VIは複数である。クライエントの病理性では、I・Vが病理性の可能性が大、II・III・IV・VIが明白でない（病理性を疑うべきかの判断つかず留保）。危害の実現度では、I・IV・VIがやや大～大、II・III・Vでは明らかでないという設定となっている。

この6つの事例についての質問の後に、さらに、将来、相談室を利用する

表5 事例の特性

	事例の特性			
	危害可能性のある対象者	危害対象数	クライエントの病理性	危害の実現度
事例I	本人	単数	やや大	やや大
事例II	本人	単数	なし～？	？
事例III	特定の他者	単数	なし～？	？
事例IV	特定の他者	単数	なし～？	大
事例V	不特定の他者	複数	大	？
事例VI	特定の他者	複数	なし～？	大

意志の有無（相談室への抵抗感）についての質問を加えた。なお、調査用紙は授業時間の最後に学生に配布し、回答に自由に協力することを求め、その場で回収した。

(1) 提質問紙に示した6つの事例とカウンセラーの行為

事例I. 最近、何をするにも気力が出てこない、むなしい、生きていても仕方ないので、死んでしまいたい、と訴えるA子さんのケース。

1. A子さんに了解を得ずに、彼女の家族に知らせる。
2. A子さんに了解を得て、彼女の家族に知らせる。
3. A子さんに了解を得ずに、学校の関係者に知らせる。
4. A子さんに了解を得て、学校の関係者に知らせる。
5. A子さんに了解を得ずに、彼女の級友に知らせる。
6. A子さんに了解を得て、彼女の級友に知らせる。
7. 誰にも、知らせるべきではない。

事例II. B君から、付き合っていた彼女にふられた、とても生きていけないので、これから死にます、という電話が入った。

1. B君に了解を得ずに、彼女の家族に知らせる。
2. B君に了解を得て、彼女の家族に知らせる。
3. B君に了解を得ずに、学校の関係者に知らせる。
4. B君に了解を得て、学校の関係者に知らせる。
5. B君に了解を得ずに、彼女の級友に知らせる。
6. B君に了解を得て、彼女の級友に知らせる。
7. 誰にも、知らせるべきではない。

事例III. C君が、いつも自分をいじめているD君に仕返しをしてやる、彼に大けがをさせてやる、と告げた.

1. C君の家族に知らせる.
2. D君に知らせる.
3. C君の友人に知らせる.
4. C君に、関係者に報告することを言う.
5. そのままにしておく.

事例IV. Eさんは、自分がHIV（エイズ）感染者だと知っている、でも今つき合っている彼（F君）にそのことを知られるのは絶対嫌だと断言。カウンセラーが告げるよう強く説得しても、効果がない。

1. Eさんに分からないように、F君に、知らせる.
2. Eさんに、カウンセラーがF君に知らせることを、告げる.
(注：「告げる」というのは、クライエントの了解を得られる・得られないに關係なく開示することをクライエントに伝えるという意味である.)
3. そのままにしておく.

事例V. G君は、精神的に重大な問題を抱えている。態度や挙動がいささか異様だという印象を受ける。相談中に、「政治家が日本を滅ぼす。今度集会にてて、自分に何ができるか見てみる」という。

1. G君に了解を得ずに、学校に知らせる.
2. G君に了解を得ずに、家族に知らせる.

3. G君に了解を得ずに、警察に知らせる。
4. そのままにしておく。

事例VI. Hさんは、伝染性の細菌性髄膜炎にかかった。Hさんは、治療を拒否し、大学寮に戻ると言い張る。

1. Hさんに了解を得ずに、大学寮の責任者に知らせる。
2. Hさんに了解を得て、大学寮の責任者に知らせる。
3. そのままにしておく。

(2) 学生相談室の利用希望の有無

「今後、何か悩みを抱えられた場合、C大学の相談室を利用したいと思われますか？」

上記の問い合わせに「はい・いいえ」で回答を求めた。

VII 結 果

1. 事例中の情報の開示について

(1) 「開示しない」に対する意識

各事例で、「誰にも知らせるべきでない」(I-7, II-7), 「そのままにしておく」(III-5, IV-3, V-4, VI-3)など、具体的な表現は異なるが、要するに、カウンセラーが来談者についての情報を他者に開示しようとする態度を「開示しない」として、表6にまとめた。

6事例のなかで、「開示しない」ことに対する「反対」の回答が最も多かったのは事例VIであった(84.3%)。この事例に関して、「そのままにしておく」、すなわち、「開示しない」ことに賛成した回答者は、わずか2名であった。危害の実現度が大きく、その被害者となる対象者が複数になる可能性が大きい状況設定になっているからであろう。

表6 各事例における「開示しない」に対する意識

	(n = 102)			
	賛成 度数 %	わからない 度数 %	反対 度数 %	無記入 度数 %
A7 誰にも、知らせるべきではない	15 (14.7)	28 (27.5)	57 (55.9)	2 (2.0)
B7 誰にも、知らせるべきではない	9 (8.8)	23 (24.0)	69 (67.6)	1 (1.0)
C5 そのままにしておく	19 (18.6)	14 (13.7)	64 (62.7)	5 (4.9)
E3 そのままにしておく	15 (14.7)	21 (20.6)	63 (61.8)	3 (2.9)
G4 そのままにしておく	15 (14.7)	25 (24.5)	58 (56.9)	4 (3.9)
H3 そのままにしておく	2 (2.0)	11 (10.8)	86 (84.3)	3 (2.9)

他の5つの事例でも、「開示しない」ことに過半数以上の回答者が、「反対」と回答したことは注目に値する。これら5事例の中で、「開示しない」ことに対する「反対」の回答数が最も少なかった事例Iでも、55.9%の被験者が「開示しない」ことに「反対」と答えた。

また、6事例のうち、事例III以外の5事例で、「開示しない」ことに「賛成」した学生もあったが、それ以上に「わからない」を選択した回答者が多かった。つまり、調査を行った学生の間には、このような事例に直面しても、「どうしていいかわからない」という戸惑いが強いということを示している。

事例IとIIを比較してみると、「開示しない」ことに対する「反対」が、Iでは55.9%，IIでは67.6%であった。この事例IとIIについて、後述する「反対」理由についての自由記述の分析にもあるように、事例Iよりも事例IIがより深刻な事態であることを回答者が認識したことが、このような結果に反映されているのかもしれない。

(2) 「開示しない」ことに「反対」の理由

各事例において、「開示しない」ことに「反対」(開示賛成)の理由を自由記述で求めたものを、KJ法で分類した。各事例における理由を上位3位まで、表7に整理した。

自殺念慮を示唆している事例Iでは、「クライエントの生命優先」、「家族

のサポートの重要性」、「周囲のサポートの重要性」があげられていた。同じく事例IIでも、「家族のサポート」、「周囲のサポート」、「友人のサポート」があげられていた。事例IIは、「失恋」というテーマが同世代の共感を呼ぶようで、「友人のサポート」が多くあげられていたのが特徴的であった。

事例Iに関しては、「開示しない」ことに「反対」した第1の理由として、「クライエントの生命優先」が最も多くあげられていた。回答者は「心理学」の授業は受講していたが、専攻は心理学ではないので、臨床的な専門知識があるとは考えられないが、事例Iに関しては、IIと比べて、より深刻な事態であることを文脈から汲み取ったようだ。

事例IIIでは、「いじめ」がテーマになっている。「開示しない」ことに「反対」の理由として、「カウンセラー以外のサポートの重要性」、「実行阻止」、「いじめっ子が反省する」があげられていた。「カウンセラー以外のサポートの重要性」には、友人・周囲・家族が含まれている。「実行阻止」では、計

表7 「開示しない」ことに「反対」の理由

事例	反対の理由
I	クライアントの生命優先
	家族のサポートの重要性
	周囲のサポートの重要性
II	家族のサポートの重要性
	周囲のサポートの重要性
	友人のサポートの重要性
III	カウンセラー以外のサポートの重要性
	実行阻止
	いじめっ子が反省する
IV	F君の健康優先
	HIVだといずれわかる
	その他
V	事件の未然防止
	家族のサポートの重要性
	相応の治療の必要性
VI	公共性優先
	クライエントの治療のため
	カウンセラー以外の人の説得が必要

画実行を阻止するためにクライエントを説得するためというのが、主な記述であった。「いじめっ子が反省する」というのは、開示することで、いじめっ子が自らの行動を振り返り、いじめ行動をやめる機会を提供することができるという主旨である。

事例IVでは、「F君の健康優先」、「HIVだといずれわかる」、「その他」があげられた。開示賛成理由は、ほとんど先にあげた2項目で占められており、「その他」に分類したものは、「F君にHIVの知識をアドバイスできる」、「第三者が告げた方が良い」、「感染源はF君」等少数であった。HIVが抱えている問題を彼らなりに把握しているようである。

事例Vに関しては、「事件の未然防止」、「家族のサポートの重要性」、「相応の治療の必要性」があげられた。6つの事例のうち、先に述べたように、事例Vが最も病理性を示唆する内容となっている。非心理学専攻学生で専門的知識がなくても、事例Iと同様、問題の核心をよく把握している記述が多いことが印象的であった。

なお、分類にあたっては、「突発的なことに対処しやすい」も「事件未然防止」に分類した。「家族のサポートの重要性」には、「家族で話し合う必要あり」、「家族による精神的支えが必要」、「家族なら説得可能」、「家族の権利」等の記述があったものは、この項目に分類した。

事例VIでは、「開示しないこと」に「反対」の理由として、「公共性優先」、「クライエントの治療のため」、「カウンセラー以外の人の説得が必要」があげられていた。「公共性優先」に分類したものには、「伝染性だから」、「寮は集団生活」「責任者に知らせる義務あり」等である。また、「カウンセラー以外の人の説得が必要」という回答で「カウンセラー以外の人」としてあげられているのは、「大学寮責任者」と「家族」であった。

(3) 「開示しない」ことに「賛成」の理由

少数意見ながら、「開示しない」ことに「賛成」の理由を表8にまとめた。大まかに見て、「クライエントの権利」を重視した意見と「カウンセリング

の効果を期待する」という意見とに分類される。

(1) (2) (3) を概観すると、全般的に常識的価値観に基づいているとはいえる、問題の焦点はよく把握されており、迷いを感じつつも、健全な判断を下そうとした態度が伺われた。クライエントとなる側の回答者の意識は、社会性が備わった理性的目標達成のための積極的な行動を支持しているようである。

先にも触れたが、金沢ら（1996）の報告によると、日本の学生相談関係者が「倫理的行為」とみなしたもののがわずか2項目であったのに対して、アメリカでは14項目にもわたった。このことを金沢らは、相談関係者が、悪い結果の起こらないように行動すべきという判断であり、クライエントの福祉向上といった理性的目標達成のために行動するという水準に達していないからではないか、と考察している。つまり、日本の学生相談関係者は、倫理的判断をする際に、悪い結果が起きないような回避的・消極的な判断をしてし

表8 「開示しない」ことに「賛成」の理由

事例	賛成の理由
I	相談する気力があるから、知らせる必要なし クライエントの権利だから 周囲のサポートが逆効果
II	情報開示が逆効果 カウンセリングが重要 クライエントの死ぬ権利
III	カウンセリングの重要性 当事者同士の問題 D君の仕返しの防止
IV	クライエントの権利（意思）優先 クライエントが告白すべき HIVだといずれわかる
V	どうしていいかわからない クライエントの人権侵害 クライエントの様子を見る
VI	クライエントの自由 カウンセラーの守秘義務優先

まう傾向にある、ということである。

しかしながら、今後は、職業集団としてのカウンセラーの倫理を構築するためには、このようなクライエントの視点を取り入れた上で意思決定も必要となるだろう。

2. 事例別にみた回答の検討

事例別に各質問項目に対する回答の度数とその%を表9にまとめた。

(1) 事例Iについて

① 家族への情報開示

クライエントの了解を得ずに「家族」に「開示する」ことに「反対」が57.8%，「賛成」24.5%，了解を得て「家族」に開示することに「反対」が22.5%，「賛成」62.7%であった。「家族」への「開示」については、クライエントの了解を得るか否かで、「開示」への賛否が逆転している。

② 学校への情報開示

クライエントの了解を得ずに「学校」に「開示する」に対して「反対」が75.5%，「賛成」9.8%，「了解を得て学校に開示する」ことに「反対」が44.1%，「賛成」29.4%であった。了解を得ても「学校」に「開示する」ことをどう判断してよいかわからない回答者が26.5%いた。この事例では、了解を得るか否かというよりは、「学校」がこの問題に関与すること自体に抵抗があるようだ。

③ 級友への情報開示

顕著に認められたのが、「級友」への高い信頼感である。「家族」と同様、了解を得るか否かに、こだわりが見られるが、了解を得られれば「級友」に「開示する」ことに「賛成」が52.9%あった。「家族」の62.7%に及ばないが、かなり高い回答率である。

これは、「困ったとき意見を重んじる相手」として、大学生では、「自分」の次に「友人」を選択し、自己開示や自己解放の対象として「友人」をあげ

表9 事例別にみた「開示」についての学生の回答

(n=102)

事例	記号	具体的な記述の要約	賛成		わからない		反対		合計	
			度数	%	度数	%	度数	%	合計度数	合計%
I	A1	家族に開示、了解なし	25	24.5	18	17.6	59	57.8	102	100.0
	A2	家族に開示、了解あり	64	62.7	15	14.7	23	22.5	102	100.0
	A3	学校に開示、了解なし	10	9.8	15	14.7	77	75.5	102	100.0
	A4	学校に開示、了解あり	30	29.4	27	26.5	45	44.1	102	100.0
	A5	級友に開示、了解なし	34	33.3	16	15.7	51	50.0	101	99.0
	A6	級友に開示、了解あり	54	52.9	24	23.5	23	22.5	101	99.0
	A7	誰にも知らせるべきではない	15	14.7	28	27.5	57	55.9	100	98.0
II	B1	家族に開示、了解なし	44	43.1	16	15.7	42	41.2	102	100.0
	B2	家族に開示、了解あり	48	47.1	13	12.7	41	40.2	102	100.0
	B3	学校に開示、了解なし	14	13.7	18	17.6	70	68.6	102	100.0
	B4	学校に開示、了解あり	17	16.7	26	22.5	59	57.8	102	100.0
	B5	級友に開示、了解なし	56	54.9	16	15.7	30	29.4	102	100.0
	B6	級友に開示、了解あり	53	52.0	20	19.6	29	28.4	102	100.0
	B7	誰にも知らせるべきではない	9	8.8	23	22.5	69	67.6	101	99.0
III	C1	家族(C)に開示、了解なし	31	30.4	27	26.5	41	40.2	99	97.1
	C2	Dに開示	29	28.4	28	27.5	42	41.2	99	97.1
	C3	友人に開示、了解なし	59	57.8	19	18.6	23	22.5	101	99.0
	C4	Cに開示の了解をとる	27	26.5	34	33.3	39	38.2	100	98.0
	C5	そのままにしておく	19	18.6	14	13.7	64	62.7	97	95.1
IV	E1	Fに開示、了解なし	18	17.6	23	22.5	59	57.8	100	99.0
	E2	Fに開示することをEに告げる	47	46.1	33	32.4	20	19.6	100	99.0
	E3	そのままにしておく	15	14.7	21	20.6	63	61.8	99	97.1
V	G1	学校に開示、了解なし	22	21.6	35	34.3	42	41.2	99	97.1
	G2	家族に開示、了解なし	54	52.9	25	24.5	21	20.6	100	98.0
	G3	警察に開示、了解なし	14	13.7	30	29.4	55	53.9	99	97.1
	G4	そのままにしておく	15	14.7	25	24.5	58	56.9	98	96.1
VI	H1	大学寮に開示、了解なし	48	47.1	20	19.6	30	29.4	98	96.1
	H2	大学寮に開示、了解あり	77	75.5	8	7.8	15	14.7	100	98.0
	H3	そのままにしておく	2	2.0	11	10.8	86	84.3	99	97.1

(注) 合計度数が102未満の項目は無記入の回答による。

ることが多い（加藤, 1987）という、青年期の意識構造についての調査結果とも一致していると言えるだろう。

(2) 事例Ⅱについて

事例Ⅱについて、事例Ⅰと比較して特徴的なのは、了解を得るか否かで、「開示する」ことについての意見が分かれなかつたことである。「家族」「級友」で、了解を得た場合と、得なかつた場合との「賛成」「反対」の回答数にはほとんど差が認められない。事例Ⅱで述べられている状況を切迫した事態と捉えるか、切迫した事態であるとは捉えなかつたかによって、回答が2分されたものと考えられる。

この事例でも、Iと同様、「学校」に「開示する」ことへの抵抗は大きいようである。「了解なし」で「反対」が68.6%、「了解」ありで、「反対」が57.8%であった。クライエントについての情報を知らせる相手としては、「家族」「級友」の位置づけが高かった。

(3) 事例Ⅲについて

この事例は、先にも述べたように、特定の他者を攻撃する可能性があるという設定である点が特徴になっている。

「了解を得なくても」、クライエントの「友人」に開示することに「賛成」が、57.8%もいた。これは、この事例が「いじめ」に関する問題であるため、「家族」よりも「友人」への「開示」の位置づけが高くなつたと解釈されるだろう。

いじめている側のD君（攻撃の対象者）に「開示する」ことに40%強の回答者が「反対」であった。この「反対」の理由として、自由記述の欄には、「D君が仕返しをする可能性」に対する懸念があげられていた。

クライエントに「開示」の了解を得ることについては、「賛成」「わからない」「反対」が、ほぼ同数になつていて、他者攻撃を行うことを表明しているクライエントに「了解をとる」ことの困難さも理解できるし、さりとて、クライエントの権利を無視してしまうことへの抵抗もある、という心理的な搖れがこのような結果に表れているとも考えられる。

(4) 事例IVについて

「開示しない」（「そのままにしておく」）に60%強の回答者が「反対」している。この問題における危機認識度は高いようである。

しかし、クライエントの「了解を得ずに」、Fに開示することについては、「反対」という回答が60%弱を占め、状況を「開示する」ことについて、クライエントの了解を得るために、一応、クライエントに告げることについては、「賛成」が50%弱であった。微妙な立場に立たされているクライエントへの配慮の表れであろう。

ただ、「Fに開示することを告げる」ことについて、「わからない」という回答が30%強あり、この問題を扱うカウンセラーにとって、どのような態度が望ましいか、判断が混乱しているようである。それだけ、難しい問題なのであろう。

(5) 事例Vについて

クライエントの「了解を得なくても」、「家族」に「開示する」ことに、50%強の回答者が賛成している。一方、「学校」、「警察」に対しては「了解を得ず」に「開示する」ことに「反対」が、それぞれ、40%強、50%強あった。自由記述欄には、「クライエントの様子を見る」という記述が見られ、問題への心配はあるが、危機にまで発展するかどうか疑問視していることが反映されているのかもしれない。

(6) 事例IVについて

この事例は、「1. 事例中の情報の開示について」で検討したように、6つの事例のうち、最も「開示しない」ことに「反対」の意見が多かった事例である。

了解を得られなくとも大学寮に「開示する」ことに「賛成」が50%弱あった。了解があれば、75.5%が「開示する」ことに「賛成」であった。表6で示したように、伝染性ということで「公共性」が優先されている意識が浮

かび上がったものと考える。

3. 学生相談室利用の意志の有無（抵抗感）と「情報開示」

カウンセラーの「情報開示」や「警告義務（報告義務）」についてのクライエントとなる側の学生の態度が、相談室に対する抵抗感と関係があるか調べてみた。ここでは、相談室利用の意志がある（はい）と回答した回答者は相談室に抵抗があまりないと考え、相談室利用の意志がない（いいえ）と回答した回答者は相談室に抵抗があるとみなした。

表10は各事例における「開示しない」ことについての「賛成」・「わからない」・「反対」の回答と相談室利用の意志の有無についてまとめたものである。相談室利用の意志の有無については、何か悩みがあるとき、相談室を利用したいと思うかについて、回答者の43.1%が、「はい」と答え、45.1%が

表10 「情報開示」に対する賛否と相談室利用意志（抵抗）

事例	「情報開示」に対する賛否	相談室利用意志の有無					
		はい		いいえ		無記入	
		頻度	%	頻度	%	頻度	%
I	誰にも知らせるべきではない	賛成	5	4.9	10	9.8	0
		わからない	11	10.8	14	13.7	3
		反対	28	27.5	21	20.6	8
II	誰にも知らせるべきではない	賛成	2	2.0	6	5.9	1
		わからない	13	12.7	8	7.8	2
		反対	28	27.5	32	31.4	9
III	そのままにしておく	賛成	5	4.9	13	12.7	1
		わからない	9	8.8	4	3.9	1
		反対	29	28.4	27	26.5	8
IV	そのままにしておく	賛成	6	5.9	8	7.8	1
		わからない	6	5.9	13	12.7	2
		反対	32	31.4	24	23.5	7
V	そのままにしておく	賛成	5	4.9	7	6.9	3
		わからない	13	12.7	11	10.8	1
		反対	26	25.5	26	25.5	6
VI	そのままにしておく	賛成	1	1.0	1	1.0	0
		わからない	6	5.9	2	2.0	3
		反対	37	36.3	42	41.2	7

「いいえ」、11.8%はこの質問については無記入であった。この結果から、回答した学生の半数が、将来、問題が生じたときには、学生相談室に来室する意志をもっていることがわかる。

全般的に見て、相談室利用の意志がなく、相談室に抵抗感のあると考えられる回答者と抵抗感のない回答者との間に、際立った差はない。「開示しない」ことに「反対」の回答数については、両グループに大きな差は認められなかつた。

ただし、事例I, II, IIIで、相談室に抵抗感のある学生の方が「開示しない」ことに「賛成」を表明した者が若干多かった（「利用意志」・「賛成」の率、I：「はい」4.9%，「いいえ」9.8%，II：「はい」2.0%，「いいえ」5.9%，III：「はい」4.9%，「いいえ」12.7%）。

事例の特性について述べた通り、I, II, IIIの事例では、クライエントの問題となっている行動は、個人に関するものである。IVでは、直接、害が及ぶのは1人であっても、その後、二次的な感染により多人数に害が及ぶ可能性があり、V, VIでは、被害が広範囲わたることが予想される。事例I, II, IIIのような個人的次元ともとれることがらについて、「開示しない」ことに「賛成」することと、相談室利用の意志がないことには、関連があるかもしれない。自他ともに、個人的な悩みやトラブルは、自分、あるいは当事者同士で解決すべきである、という態度が反映されているのではないだろうか。

VII 考察と今後の課題

本研究では、1. 個人情報を他者に開示することが問題となる6つの事例を提示し、その状況下で、カウンセラーが他者にそれを報告することに賛成か否か、報告する適切な対象者等についての学生の意識を調査するとともに、2. 学生相談室利用の意志の有無と個人情報の開示に対する態度にはどのような関係があるかについて調査を行い分析した。

結果は、1. については、6つの事例に関して、過半数以上の学生が「開

示しない」ことに「反対」の回答を行った。すなわち、大多数の学生がカウンセラーの「警告義務（報告義務）」を認めた回答を行った。また、2. の結果によればこのような意識は、相談室の利用希望の有無にかかわらず回答した学生に共通して認められた。

自らが学生相談のクライエントになる可能性をもち、友人でないにしろ、周囲にクライエントが存在することも十分考えられる状況で、学生は、カウンセラーの「守秘義務」が、クライエントに自傷・他害の恐れのあるとき、「警告の義務」を拘束しないという判断を行った、と言えるだろう。

このような学生の回答は、自分が事例中のクライエントであることを仮定して、その視点から行ったものではなく、クライエントの周囲にいる他者としての一般的な立場を想定して行ったものであろう。それにしても、回答者である学生の大多数が、自傷・他害の可能性のあるクライエントについての「情報開示」をカウンセラーが行うことを当然のこととして考えていることは、大学での厚生補導の一環としての学生相談機関における「守秘義務」と「情報開示」のあり方について大きな示唆をあたえるものと言えよう。これは、宮崎・松原（2000）が、学生相談に実際に従事するカウンセラーに対する調査研究によって立証した「専門家の守秘義務は、カウンセラーが仕事をしてゆく上で不可欠であると同時に、決して絶対的なものではないのである」という村本（1998）の見解とも一致する。

しかしながら、本研究に関しては、以下の課題が残されている。すなわち、回答者である学生には、たしかに学生相談のクライエントになる可能性はあるが、現実にクライエントである学生が多数含まれている可能性は少ない。したがって、学生の回答には必ずしもクライエントの側の意識を反映しているとは言い切れない部分もある。

現実にクライエントとして相談室を訪れている学生は、カウンセラーの「情報開示」と「警告義務」について、どのような意識をもっているのであろうか。これを調査し、公開することには、困難が伴うかもしれない。しかし、たとえば、実際に、カウンセリングを開始する際に、インフォームド・

コンセントの1つとして、クライエントに自傷・他害の可能性があると判断されるときには、カウンセラーは、「情報を開示」し「警告」することをあらかじめ伝え、それに対する許諾的回答を求めるこことによって明らかにすることができるだろう。

さらに、この事例に対する職業集団としてのカウンセラーの見解についての調査を行う必要があるだろう。宮崎・松原（2000）が学生相談学会所属のカウンセラーに、実際の業務における「情報開示」の経験の有無について調査したところ、ほとんどのカウンセラーが「情報開示」を経験しており、かなりのカウンセラーが「条件付き」で「開示」することに「賛成」したこととは前述の通りである。しかし、その「条件」が、具体的にどのような特性をもつかは、かならずしも、明白にされてこなかった点こそ、カウンセラーの倫理的義務についての問題の核心であろうかと考えられる。

学生相談機関でのカウンセリングが盛んになるにつれ、この問題の核心を明らかにすること、すなわち、「情報開示」と「警告義務」を含むカウンセラーの倫理的義務についての具体的状況での判断基準を明確にし、職業集団としての共通認識をもつことが日本でも求められており、そのため、現場で働くカウンセラーの具体的判断についてさらに調査・研究を深める必要がある。

ところで、今回の提示事例に関して、III・IV・V・VIの内容は、Jonsen, A. R. ら（1997）に引用されている事例内容を若干変えて採用したことは「V方法」で述べた通りである。ちなみに、Jonsenらが、アメリカの専門家たち（主に医師に対して）に提案している助言は以下の通りである。

事例 III：裁判所の意見では、特定の人に暴力が加えられるという重大な危険は、治療の過程で得た秘密情報を守る義務に優先する。しかし、タラソフ判決が、専門家が一般治療の過程で、同じような情報を得た場合にどのように適用されるかは明確でない。

事例 IV：専門家は恋人に重大な危険について告げるよう、クライエント

に強くすすめ、それがだめなら公衆衛生法と慣例によって定められている手段をとって、危険にさらされている対象者に知らせなければならない。

事例V：他人に対する危険はそれほどはっきりしていない。クライエントが精神科の治療を必要としているのは確かだし、治療を受けるよう説得すべきである。彼の脅しはあいまいだし、たぶん実害はないだろう。

事例VI：クライエンントの自由とプライバシーを侵害しても第三者を守る倫理的義務は、この事例で最も強い。この事例は他者に重大な害を与える真の恐れがある。届け出義務のある疾患リストに含まれているなら、届けなければならない。そうでなくとも、専門家は情報を大学当局に伝える義務があり、大学はクライエンントを寄宿舎から退去させることができる。

タラソフ事件と最も類似した事例IIIについては、Jonsenらは「裁判所の意見では、特定の人に暴力が加えられるという重大な危険は、治療の過程で得た秘密情報を守る義務に優先する」ということを認めながらも、より具体的な「専門家が一般治療の過程で、同じような情報を得た場合」については、「タラソフ判決が、どのように適用されるかは明確でない」としている点は、この問題の難しさを語っており、単なる職業上の「倫理」だけの問題でなく、法律的に掘り下げた論議が必要であると考えられる。

また、IVとVIの事例については、カウンセラーには、相談の内容と関連のある公衆衛生等の法規についての知識をもっていることが要求されていると考えられる。このような知識をカウンセラー自らがもつことも職務上要求されるだろう。しかし、心理的側面の治療を主務とするカウンセラーがすべての法に精通することは不可能であり、また、必要のない場合もあるだろう。そこで、カウンセラーをサポートする法律的な専門家との連携が必要になるだろう。

以上述べてきたように、学生相談機関のカウンセラーは「守秘義務」を尊重しながらも、現実には、大多数のカウンセラーには、「情報開示」を行った経験がある（宮崎・松原、2000）こと、また、本研究で明らかにしたように、クライエントが属しており、ともに大学生活を行っている学生集団も、状況によっては、「情報開示」が必要であるという認識をもっていることなどから、職業集団としてのカウンセラーの倫理的義務として、「守秘義務」については言うまでもなく、今後は、「情報の開示」の重要性と「被害者保護」のための警告についても、詳細かつ明解な倫理基準を定めることが待望される。

〔謝辞〕

この調査にご協力して下さいました学生の方々に、深く感謝いたします。

〔引用文献〕

- 金沢吉展・沢崎真史・松橋純子・山賀邦子、1996, 学生相談における職業倫理——日本学生相談学会会員の調査結果から——, 学生相談研究, 17(1), 61-73.
- 加藤隆勝, 1987, 青年期の意識構造, 誠信書房, 156-158.
- Jonsen, A. R., Siegler, M. & Winslade, W. J. 1992, *Clinical Ethics : A Practical Approach to Ethical Decisions in Clinical Medicine*, McGraw-Hill, Inc.
- 赤林 朗・大井 玄監訳, 1997, 「臨床倫理学——臨床医学における倫理的決定のための実践的なアプローチ——」新興医学出版社.
- Leach, M. M., & Harbin, J. J., 1997, Psychological ethics codes : A comparison of twenty-four countries, *International Journal of Psychology*, 32, 181-192.
- 村本詔司, 1998, 「心理臨床と倫理」朱鷺書房.
- 宮崎圭子・松原達哉, 2000, 学生相談での情報開示に関する研究——過去開示状況と開示に対する意識調査——, 学生相談研究, 21(2), 161-168.
- 日本学生相談学会, 2000, 日本学生相談学会会則第6章倫理規定, 学生相談研究, 21(1), 102.
- 日本臨床心理士資格認定協会, 1990, 「臨床心理士倫理綱領（日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士になるために）」誠信書房.
- 日本心理臨床学会倫理委員会, 1999, 倫理問題に関する基礎調査（1995年）の結果報告, 心理臨床学研究, 17(1), 97-100.

- 大貫敬一・小柳晴生・菅野泰蔵・藤岡新治, 1996, 学生相談に関する基礎調査——
実際活動と必要活動—— 学生相談研究, 17(2), 127-134.
- Sabourin, M., 1999, 心理学における倫理基準の発展——アメリカ心理学会倫理規定
の一省察——, 心理学研究, 70(1), 51-64.
- Sherry, P., Teschendorf, R., Anderson, S. & Guzman, F., 1991, Ethical Beliefs and
Behaviors of College Counseling Center Professionals, *Journal of College Student
Development*, 32, 350-358.
- 田中将之, 1997, カウンセラーの法的・倫理的責任に関する一研究, 日本カウンセリング学会第30回大会発表論文集, 306-307.
- 畠田正利・深澤道子訳, 1996, 「サイコロジストのための倫理綱領および行動規範」
日本心理学会 (American Psychological Association 1992, Ethical Principles of
Psychologists and Code of Conduct, *American Psychologist*, 47, 1597-1611.)
- 氏原 寛・成田義弘著, 心理治療家の倫理, 35-38, 1999, 「カウンセリングと精神
療法」 培風館.
- Wrightsman, L. S., Nietzel, M. T., & Fortune, W. H., 1998, Ethical Considerations in
each Role. In "4th Edition Psychology and the Legal System", 42-43, International
Thomson Publishing Company.